

第2節 各 論

第1 消火器具に関する設置基準（り）

消火器具とは、初期段階の火災の消火を主目的としたもので、消火器及び簡易消火用具をいう。

1. 用語の定義

用語の定義は次によること。ただし、この項目において特に定めのない用語に関しては、「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和39年自治省令第27号。以下、「規格省令」という。）を参照すること。

（1）消火器

規格省令に適合するものをいう。

（2）消火薬剤

前（1）の消火器に充填される消火器用薬剤は、「消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（昭和39年自治省令第28号）に適合するものをいう。

（3）大型消火器

能力単位の数値が、規格省令第1条の2第13号に規定するA火災に適應するものにあつては10以上、同条第14号に規定するB火災に適應するものにあつては20以上であつて、第1表の消火薬剤の量を有する消火器をいう。

消火剤	消火剤の量
水又は化学泡	80L以上
機械泡	20L以上
強化液	60L以上
ハロゲン化物	30kg以上
二酸化炭素	50kg以上
粉 末	20kg以上

（4）簡易消火用具

水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩をいう。

（5）住宅用消火器

消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。

（6）水系等の消火器

水系等の消火器とは、水系統にあつては、規格省令第1条の2第4号又は第6号に規定する水消火器又は強化液消火器、粉末系統にあつては、同条第10号に規定する粉末消火器をいう。

2. 設置場所等

政令第10条第2項、省令第6条第6項及び第9条によるほか、次によること。

（1）「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、廊下、通路、室等の出

入口付近とすること。

(2) 「歩行距離 20m以下」とは、実際に歩行可能な経路を基にした距離をいい、設備や物件、壁等の障害物等があれば、それらを回り込んだ距離であること。

(3) 店舗等においては、盗難、腐食防止及び初期消火体制を考慮し、営業上区画された「店舗」ごとに消火器を設置するよう指導すること。

この場合、店舗内において「歩行距離 20m以下」の基準を満たすこと。

(4) 消火器全体の高さが 1.5m以下となるよう設けること。

3. 能力単位

(1) 能力単位は、省令第6条第1項の規定及び規格省令によること。

(2) 能力単位の数値の算定については、1未満の端数がある場合は、切り上げること。

(3) 能力単位の算定については、省令第6条から第8条の規定によるとともに、算定方法は、次の例によること。

(例) 耐火構造4階建て、延べ面積 800 m² (各階 200 m²) の学校の場合

4F	200m ²	・7項の基準面積は省令第6条第1項の表により、200m ² 800m ² ÷ 200m ² = 4単位 4単位を基礎として、各階に20mの歩行距離で設置 ※能力単位、歩行距離いずれも満たす必要がある。 ※階ごとに能力単位は算定しない。
3F	200m ²	
2F	200m ²	
1F	200m ²	
延べ800m ²		

(例) 面積 150 m² の屋内専用室に、変電設備を設置する場合

$\frac{150\text{m}^2}{100\text{m}^2}$	=	1.5	2個	電気設備に必要な消火器は2個
※設置に係る床面積の算定については、第2章第1節第6(2)によること。				

(例) 建物の一部にボイラー室 (床面積 50 m²、灯油使用) がある場合

●	○	老人デイサービスの一部にボイラー室がある場合。 ・基準面積100m ² (省令第6条第1項) 300 ÷ 100 = 3単位 ※4型消火器3本で能力単位充足。 ・ボイラー室(付加設置) 50 ÷ 25 = 2単位 ※能力単位2以上必要。 A火災対応を2以上。 6型1本で充足。 デイサービス用としての1本は不要。
ボイラー室 (50m ²)	老人デイサービス (6)項ハ(1) (延べ300m ²)	
○	○	
○ 消火器4型(A-1・B-3・C)		
● 消火器6型(A-2・B-3・C)		
※歩行距離20m以下は満たす。		

4. 付加設置

省令第6条第3項から第5項までの規定(以下、「付加設置規定」という。)により設置する消火器にあつては、次によること。なお、適用にあつては政令第10条第1項各号により設置義務が生じる防火対象物又はその部分によるものに留意すること。

(1) 共通事項

ア. 付加設置は、付加設置規定の場所がある場合、省令第6条第1項の規定により設けるほかに、消火器具の設置が必要となるものであること。

イ. 付加設置が必要な防火対象物又はその部分には、屋上も含まれるものとする。

ウ. 付加設置規定が適用されない屋外に設置された少量危険物、指定可燃物、変電設備、発電設備等については、本規定と同様に消火器具の設置を指導すること。

ただし、道路上の監視カメラ等の非常用電源として設置される発電設備等管理することが困難なものについては、この限りでない。

(2) 少量危険物又は指定可燃物

省令第6条第3項の規定により設置する消火器は、同項で算定した能力単位に関わらず、粉末消火器10型の設置を指導すること。(政令別表第二において、危険物又は指定可燃物の種類ごとに消火に適応する場合に限る。)

(3) 電気設備

ア. 省令第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次によること。

(ア) 条例第44条第9号から第12号に規定する届出を要する電気設備

(イ) 急速充電設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)

(ウ) ア、イに掲げるもののほか、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器(電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサ、遮断器、計器用変成器等をいう。)。ただし、次に掲げるものを除く。

①内部に電気機器を含まない配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの

②冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの

イ. 省令第6条第4項に規定する「電気設備がある場所の床面積」については、第2章 第1節 第6(2)の例により算定した床面積とすること。

ウ. アに掲げる場所に設置する消火器は、火災危険を考慮し、粉末消火器10型又は同等の消火能力を有する設備を指導すること。

(4) 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所

ア. 省令第6条第5項に規定されている「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次によること。

(ア) 学校給食用・家庭科教室の厨房、社員食堂の厨房、営業用の厨房(個人の厨房(共同住宅の住戸部分含む。)、事務所等で使用されている小規模な給湯室を除く。)

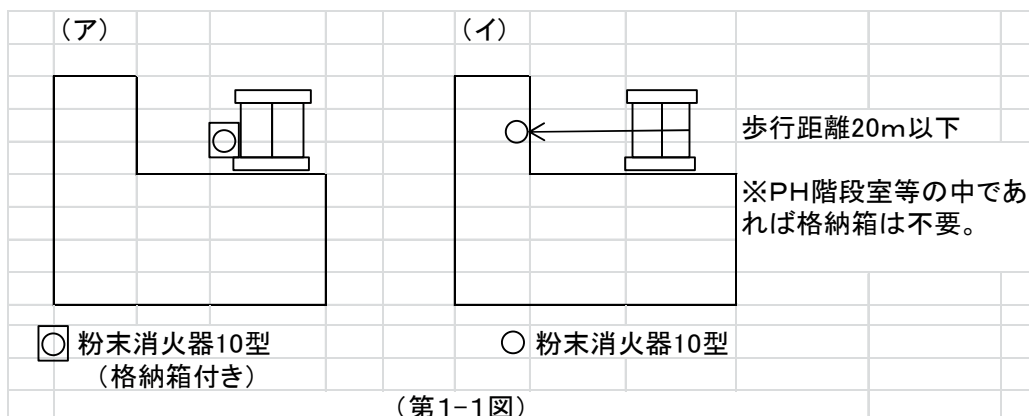
(イ) 営業用食品加工炉を設置する場所

(ウ) 工業炉及びかまどを設置する場所

- (エ) 熱風炉を設置する場所
 - (オ) サウナ室
 - (カ) 公衆浴場の火焚場
 - (キ) 火葬場のかま場
 - (ク) 焼却炉を設置する場所
 - (ケ) 前(ア)から(ク)までに掲げる場所のほか、これらに類する場所
- イ. 省令第6条第5項に規定する「多量の火気を使用する場所の床面積」については、第2章 第1節 第6 2 (1)の例により算定した床面積とすること。

(5) 設置方法等

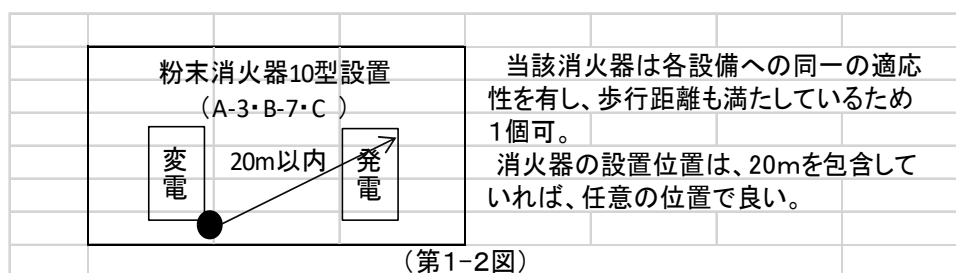
ア. 屋上において電気設備等が設置されている場合は、当該電気設備のある場所に設置又は歩行距離20m以下となる場所に設置すること。なお、雨水等の影響を受ける場所に設置する場合は格納箱付きとすること。(第1-1図)



イ. 省令第6条第3項から第5項により設置される消火器について、一の消火器が各設備への同一の適応性を有し、かつ、それぞれの能力単位(電気設備においては個数)と歩行距離を満たす場合は、当該消火器による警戒で良く、重複設置は必要ないものとする。(第1-2図、第1-3図)

(ア) 屋上に設置される場合

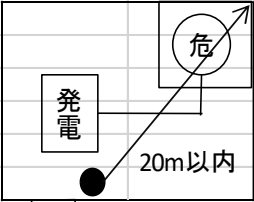
各々設備が離れており、合計面積とすることができない場合であっても、下図のように設置されていれば重複設置を要しない。



(イ) 同一室内に設置される場合 (第1-3図)

同一室内に付加設置を要する場所がある場合で、下図により設置される場

合は、重複設置を要しない。

	<p>第3項、第4項により少量危険物と電気設備が重複して設置される場合</p>
<p>20m以内</p>	<p>少量危険物 貯蔵数量/指定数量 B火災 1単位以上</p>
<p>室面積: 50m²</p>	<p>電気設備 50/100 = C火災 1個</p>
<p>粉末消火器10型設置 (A-3・B-7・C)</p>	<p>10型設置にて両方とも充足されるため 重複設置を要しない。</p>
<p>⊙ 危 ……少危タンク</p>	<p>(第1-3図)</p>

※第3項から第5項における付加設置は、場所ごとに設置するものとして規定しており、同一場所に付加設置を要する場所がある場合に、それぞれの消火器を設置することまで要求していないことに留意すること。

5. その他

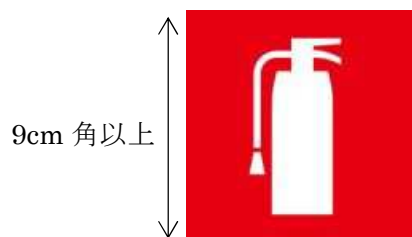
(1) 共同住宅等に設ける消火器にあつては、避難経路の確保及び腐食、盗難防止を考慮し、各住戸内玄関付近に設けるよう指導すること。

また、長屋等の法の適用の受けない防火対象物についても、同様に各住戸玄関付近に設けるよう指導すること。

(2) 車庫、駐車場等に設ける消火器は、腐食及び車両火災の消火困難性等を考慮し、粉末消火器6型以上の格納箱付きを設置するよう指導すること。

(3) 省令第9条第4号に規定する標識は、地を赤色、文字を白色とし、大きさを短辺8cm以上、長辺24cm以上とするよう指導すること。

また、特定防火対象物のうち、外国人・障がい者等の利用者が多数想定される防火対象物においては、ピクトグラムの標識を併設するよう指導すること。(第1-4図)



JIS 規格 (日本産業規格) JIS Z8210
(第1-4図)

6. 政令第32条によるもの

政令第32条の規定(以下、「特例」という。)を適用し、次に掲げる設置ができるものであること。なお、「消防用設備等特例規定適用申請書」の申請は不要であるが、建物全体に特例適用する場合は、申請を要するものであること。

また、申請不要とされた場合でも同意審査書別紙及び防火対象物台帳等にはその旨記録すること。（管理上は義務設置とし、消防情報支援システムにおいては「申請届出管理業務」で収受番号を取得せず必要事項を入力し管理する。）

- （１）自動火災報知設備の受信機が設置された各事務所及び管理人室等には、歩行距離 20mにのみとられることなく、迅速な初期消火ができるよう出入口付近等容易に使用が可能な場所に設置することができる。
- （２）メゾネット型共同住宅は、一住戸の各部分から歩行距離 20m以下となるように消火器具を設置（出入口付近に限る。）すれば、一住戸内の階ごとの設置を要さないことができる。